

幼保連携型認定こども園 大関保育園
重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次の通りです。

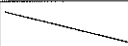
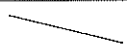
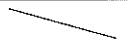
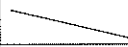
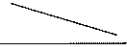
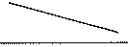
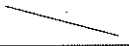
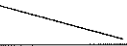
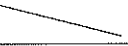
1 施設運営主体

名称	社会福祉法人 大関保育園
所在地	福井県坂井市坂井町大味 27-14
電話番号	0776-72-1870
代表者氏名	理事長 文珠 康明

2 施設の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	大関保育園
施設の所在地	福井県坂井市坂井町大味 27-14
連絡先	電話番号 0776-72-1870 FAX 0776-72-0188
施設長名	園長 文珠 康明
開設年月日	昭和 43 年 10 月（保育所として） 令和 2 年 4 月（幼保連携型認定こども園として）
対象児童	満 3 才以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満 3 才未満の乳幼児

利用定員

	0 才児	1 才児	2 才児	3 才児	4 才児	5 才児	合計
1 号				5	5	5	15
2 号				15	20	25	60
3 号	10	15	20				45
合計	10	15	20	20	25	30	120

【1号認定子ども】 満3才以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童
定員 15 名

【2号認定子ども】 満3才以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童
定員 60 名

【3号認定子ども】 満3才未満で保育を必要とする児童
定員 45 名

※満3才になれば1号認定を受けることが出来ます。当園では「カナリヤ組」です。

※1号認定、2号認定は保育料は無料です。但し副食費がかかります。

3 当園の目的、運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置づけ、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供します。

- (1)園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み、相談に対応できる体制を構築します。
- (2)園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。
- (3)浄土真宗本願寺派保育連盟が主唱する「まことの保育」のもと、「こどもはみんなほとけの子」と園児1人1人を大切に、生き抜く力と優しい心の基礎を培うことを教育保育の理念とし、「ほとけさまをおがむ子」「ありがとうといえる子」「お話をよく聞く子」「仲よくする子」を育むことを教育保育目標とします。

4 当園の施設、整備等

(1) 施設

敷地	敷地全体	2666,00 m ²
	園庭	675,35 m ²
園舎	構造	木造合金メッキ鋼板ぶき造 平屋建
	延べ面積	998,25 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	2 室	キュービー赤 (0 才児) キュービー桃 (1 才児)
ほふく室	1 室	
保育室	4 室	カナリヤ (2 才児) セキセイ (3 才児) ハト (4 才児) ペンギン (5 才児) 各 1 室
遊戯室	1 室	
調理室	1 室	
子育て支援室	1 室	
職員室	1 室	医務室を含む

※ 乳幼児用トイレは 3 か所 (遊戯室、1, 2 才児保育室の間、3, 4 才児保育室の間) にあります。

※ 乳児用沐浴設備 1 か所、乳幼児用シャワー設備は 2 か所あります。

※ 1 才児から 5 才児までの各保育室に手洗い場があります。

5 職員の配置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長				
主幹保育教諭				
保育教諭、保育士				
栄養士				
調理師				
事務職員				
補助職員				

6 幼児教育・保育を提供する日

お住いの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日と休園日が異なります

認定区分	対象者	休園日
1号認定	満3才以上の小学校就学前児童のうち、 2号認定以外の児童 ※当園の学期は以下の通り ①第1学期 4月1日～8月31日 ②第2学期 9月1日～12月31日 ③第3学期 1月1日～3月31日	土日、祝祭日、年末年始、夏休み、 冬休み、春休み 当園の1号認定の夏休み、冬休み、 春休みは以下の通り。 ①夏休み 8月10日～8月12日 ②冬休み 12月25日～1月7日 (3)春休み 3月29日～4月3日
2号認定	満3才以上の小学校就学前児童のうち、 保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日、年末年始
3号認定	満3才未満で保育を必要とする児童	

(※注) 年度中のお盆期間、年末年始の休園日は、前年度末にお知らせいたします。

(※注) 2号認定、3号認定の土曜預かりは「希望保育」となりますので、事前に予約が必要となります。必要事項を明記し、必要な書類と一緒に提出して下さい。また当日は「お弁当」をお持ちください。おやつは当園で用意します。

(※注) 1号認定の子どもに関しても、土曜日、夏休み、冬休み、春休みでも教育保育が必要な場合は一時預かりを利用することが出来ますのでご相談ください。(土曜預かりは、2号3号認定の方と同様の手続きになります。別途利用者負担が必要になります)

(※注) 特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときには、あらかじめ利用者の保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがあります。

(※注) 非常災害その他急迫の事情があるときには、特定教育・保育の提供を行わないこ

とがあります。

7 幼児教育・保育の提供時間

お住いの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定	教育標準時間	9時～14時（※注1）
2号認定	保育標準時間	7時～18時（※注2）
3号認定	保育短時間	7時～16時（※注3）
1号認定 2号認定 3号認定	土曜預かり（希望保育） 事前の予約が必要です。また預ける日の保護者の就労証明書が必要です。	8時～17時（※注4）

（※注1） 9時からが教育標準時間ですが、8時から9時まで無償にて教育保育を提供します。但し8時前、14時を超えて教育保育を必要とされる場合は、一時預かり事業を利用することも出来ます。（別途利用者負担が必要となります）

（※注2） 7時から18時までの範囲内で、教育保育を必要とする時間となります（実際に教育保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他教育保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定させていただきます）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により教育保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要になります）。

また、最終登園時間は9時となっています。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきますようお願いいたします。

（※注3） 7時から16時までの範囲内で、教育保育を必要とする時間となります（実際に教育保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他教育保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定させていただきます）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により教育保育が必要な場合は、16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要になります）。

また、最終登園時間は9時となっています。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきますようお願いいたします。

（※注4） 土曜預かりは原則8時から17時までの教育保育が必要とする時間になります。提供する時間はご提出頂いた就労証明書を勘案し個別に決定させていただきます。また土曜日は、時間外保育は行っていないのでご注意ください。

8 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、幼児教育・保育を提供します。

(2) 体育教室、スイミング

4才児、5才児は体育教室、スイミングを実施します。スイミングは別途費用がかかります。体育教室は別途費用はかかりません。

(3)送迎

希望者については、園バスによる送迎（月曜～金曜）を実施します。ご相談ください。
また、通園バスを御利用の場合は、別途利用者負担が必要となります。

(4)食事の提供

児童の年齢や発達の段階に応じ、午前間食（0～2才児のみ）・昼食・午後間食の提供を行います。1号認定、2号認定の方は、別途利用者負担が必要になります。

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食事があればご相談ください。

(5)その他

- ①一時預かり保育 1号認定児の時間外預かり保育、延長保育を実施
- ②障害児保育(ふれあい保育) 支援が必要な児童の保育です。お気軽にご相談ください。
- ③子育て支援相談 子育てに関しての相談や悩みに応じます。お気軽にご利用ください。

9 利用料金

(1) 特定教育保育に係る利用者負担（保育料）

1号認定・2号認定は保育料は必要ありません。

3号認定は支給認定を行った市町村が定める利用者負担（月額）を、当園が指定する口座にお支払い頂きます。

(2) 教育保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担のほか、別表に掲げる費用を負担して頂きます。

(3) 支払方法・期日

保育料、別表に掲げる料金は口座振替にて徴収させて頂きます。振替日は毎月10日になります。金融機関が10日休みの場合は、次の営業日が振替日になります。

10 利用契約の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、幼児教育保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学した時
- (2) 子ども子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	野村医院
医院長名	野村佳克
所在地	坂井市坂井町大味 8-5
電話番号	0776-72-1839

(2) 歯科

医療機関の名称	森瀬歯科医院
医院長名	森瀬幸子
所在地	坂井市坂井町下兵庫 51-10-11
電話番号	0776-72-1060

(3) 薬剤師

調剤機関の名称	フォーユー調剤薬局 山岸店
薬剤師名	寺尾文恵
所在地	坂井市三国町山岸 69-36-5
電話番号	0776-81-7505

12 緊急時の対応

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

管轄する消防署「嶺北消防署」

所在地	坂井市春江町随応寺 17-10
電話番号	0776-51-0911

管轄する警察署「坂井警察署」

所在地	坂井市丸岡町笹和田 2 字 9 番地 1
電話番号	0776-66-0110

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

当園ご利用 相談窓口	・受付担当者 八十嶋登美子（主幹保育教諭） ・解決責任者 文珠康明（園長） ・ご利用時間 8時～17時 ・電話番号 0776-72-1870 担当者不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	田崎健治	電話番号 0776-72-7272
		役職・肩書等 当法人監事
第三者委員	田崎澄子	電話番号 0776-72-1862
		役職・肩書等 元大関地区民生委員

※ 当園では上記の他、園舎玄関に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※ また以上の仕組みで解決できないご意見ご要望は福井県社会福祉協議会に設置された「運営適正委員会」に申し立てることも出来ます。

福井県運営適正委員会

電話番号	0776-24-2347
FAX 番号	0776-24-8942
E-mail	kujyo@f-shakyo.or.jp
相談時間	月曜～金曜 9時～17時 祝日、年末年始は除きます

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書、災害時の対応マニュアル等により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・消火器 6ケ ・ガス漏れ報知機 有 ・パッケージ消火栓 3ケ ・非常用電源 有 ・非常警報装置 有（3ケ） ・その他、カーテン、建具等の防災処理 有
防犯設備	・防犯カメラ 6ケ 警察直通の通報ベル 4ケ
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、月1回以上実施します。 年1回、嶺北消防署指導にて児童の濃煙体験を実施します。 年2回、坂井警察署指導にて不審者対応訓練を実施します。
緊急時避難場所	大関小学校（坂井市指定緊急避難場所）
緊急時の連絡手段	一斉メールにて連絡します。また、園の玄関付近に看板等を立て連絡先を示します。

15 園内での怪我等の治療費について

当園では、以下の保険に加入しています。園において事故等が発生した場合病院へ運びますが、治療費等はまず保護者に負担をお願いします。後日治療終了後、領収書を提出して頂き、保険よりお支払いすることになります。

保険会社の名前	AIG
保険の種類	傷害保険
保険の内容	死亡・後遺障害保険契約 1,083,000 円 入院保険金日額 1,500 円 通院保険金日額 1,000 円

※ 当園では上記の他に「日本スポーツ振興センター」の保険にも加入しています。診療報酬請求点数が 500 点以上の際はこちらの保険よりお支払いさせていただきます。但し、こちらの掛け金は保護者の方に一部負担をお願いしています。負担金額は「年額 260 円（令和元年度）」です。新年度（入園時）用品代と一緒に徴収します。

16 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対して建園の理念に反する宗教活動、政治活動はご遠慮ください。また他の利用者に対する営利活動もご遠慮ください。
送迎時	当園付近の道路、大味中集落内は、原則 20 キロにて走行して下さい。

17 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

18 年間行事予定、保育園での 1 日

(1) 年間の行事予定

4 月	入園進級式 花まつり
5 月	遠足 降誕会 園児健康診断
6 月	歯科検診
7 月	年長児キャンプ 七夕まつり 祖父母参観 プール開き 小学生交流会
8 月	年中児夕涼み会
9 月	運動会

10月	遠足 祖父母参観
11月	園児健康診断 文化祭
12月	発表会 もちつき大会 子ども忘年会
1月	年長児ソリ教室
2月	節分豆まき お店屋さんごっこ 小学校体験入学
3月	年長児卒園親子遠足 ひな祭り お茶会 小学生交流会 中学生交流会 卒園式

※上記以外にも、毎月1回「身体測定」「本堂参拝」「避難訓練」「誕生会」があります。

※各年齢、年に1回の保育参観日があります。詳細は担任がお知らせします。

※7月と2月に保護者の皆様に大掃除作業をお願いしています。

(※注)上記はあくまでも予定になっています。年度の各クラスの行事は、園だより等で事前にお知らせいたします。

(2) 保育園での1日

0、1、2才児	時間	3、4、5才児
自由登園時間 自由遊び	7時頃～	自由登園時間 自由遊び
朝の会 おやつ	9時頃 9時半頃	朝の会 幼児教育時間（設定保育）
設定保育		
給食	11時半頃 12時頃	給食（年齢ごとで時間差が あります）
午睡	12時半頃 1時頃 2時頃	午睡または休憩 1号認定降園
起床 おやつ	3時頃	起床 おやつ
帰りの会 自由遊び 順次降園	4時頃	帰りの会 自由遊び 順次降園

別表

1 特定教育・保育の提供に要する利用者負担金(実費徴収分)

(1) 1号認定

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
預かり保育料	1号認定こどもに係る預かり保育費	月額 3,000 円

(※注) 1号認定の預かり保育料は、市町村より保育の必要性が認められた場合は、月額 11,300 円まで無償になります。但し、市町村への申し込みが必要になります。月末に当月分をお支払いください。

(2) 1号認定、2号認定

副食費	1号認定、2号認定の子どもに係る給食費	月額 4,500 円
スイミング代	4才児、5才児のスイミング教室に係る教育指導費	月額 1,000 円

(※注) スイミング代は1号認定、2号認定の4才児、5才児のみ対象です。月末に当月分を請求させていただきます。

(3) 1号認定、2号認定、3号認定

新年度用品代	新年度の特定教育・保育に使用する物品費	実費
絵本代	各クラスの担任が、年齢に合った絵本を月1回 注文する教材費(年間12冊)	実費

(※注) 新年度用品代、絵本代は新年度の初めに徴収します。年度途中の入園児は、入園月に徴収します。

2 該当者(利用者)のみ対象となるもの

(1) 16時以降(保育短時間児)、18時以降(保育標準時間)の時間外保育料

1人1時間までで200円です。

1号認定子どもで、預かり保育料を頂いている方も、18時以降は時間外保育料金が発生します。

保育料等の口座振替日に合算し請求させていただきます。

(2) 送迎用園バス代 片道1回100円 月額1,000円(往復の場合は倍額)

兄弟は2人目は1/2 3人目は無料です。

口座振替日に合算し請求させていただきます。

送迎バスの運行は月曜～金曜です。

(3) 教育保育教材費

自由画帳やクレヨンなど園で使いきり、補充する物をその都度口座振替日合算し徴収します。

3 保護者会費(全園児)

当園は上記以外に毎月保護者会費を集めています。

使用内容を年度末の保護者会役員会にてご報告させていただきます。また、各保護者には書面にてご報告致します。

※上記は口座振替にて徴収いたします。但し現金にての実費徴収を希望される方は、当園指定の集金袋にて実費を徴収いたします。

入園の心構え

①ご家庭で準備して頂くもの

着替え、下着、オムツ、布団、歯ブラシ、コップなどです。

「園での持ち物、用意する物」を参照しながら、各年齢ごとに準備して下さい。

②持ち物には全て名前を書いて下さい。

お下がりで頂いたものにも大きな字で名前をはっきり書いて下さい。文字の読めない子どもさんには、絵やアプリケなどで自分のものがわかるようにして下さい。名前の無いものを紛失しても当園は責任は負いません。

③登園時の服装

服装は自由ですが、外遊び等にて汚れても差し支えの無い服装にて登園して下さい。また2才児以上は「うわっぱり」にて登園して下さい。

0～1才児は着脱が多くなりますので、上下が分かれていて動きやすいものでお願いします。

④交通安全について

送り迎えは原則として、家庭で責任を持っていただくことになっています。園舎付近の道路は徐行して下さい。また、当園の駐車場にての事故等には当園は責任を負いません。園舎の玄関は園児が園外に出ると危険ですので、カギを閉めて下さい。

⑤登降園について

ア、登園は9時までをお願いします。遅くなる、欠席の場合は9時までにご連絡下さい。

イ、登降園時は必ず、保護者が園内まで送り迎えをし、職員に声をかけて下さい。

ウ、降園時は、保育教諭等から子どもを受けわたされた時点から、保護者の管理責任になります。目を離さないように安全には充分ご配慮下さい。

⑥朝食について

朝食を必ずとるように心がけて下さい。朝食はその日1日のエネルギー源です。朝食抜きは、頭が眠ったままですので活動に集中できません。また、朝食の持ち込みはご遠慮ください。

⑦給食について

0～2才児 午前・午後におやつ お昼は完全給食です

3～5才児 午後におやつ 給食は副食のみの提供です。主食【白ごはん】はご家庭よりお持ちください

⑧午睡について

教育保育時間が長いいため子どもの心身の発達上と安全上の観点から午睡をします。(5歳児は活動の内容による)「園での持ち物、用意する物」を参照にお布団を用意して下さい。
月に1～2回、布団を持ち帰り、お家で洗濯や干すなどして衛生管理にご協力下さい。

⑨排便について

朝食の後、必ず家庭でするよう心掛けて下さい。

⑩夜の入眠について

夜は8時には布団に入るよう習慣づけて下さい。睡眠不足は集中力の低下に繋がり、大きな事故に繋がります。

⑪連絡帳について

ご家庭と園とを結ぶ大切な連絡帳です。各年齢の担任の指示に従いながら、ご家庭での様子をお知らせ下さい。また園での様子等も記入します。目を通されたら必ず印を押して下さい。

⑫慣らし保育について

入園初日より平常保育は始まります。但し、新入園児の場合は不安を取り除く為にも、担任との相談の上、慣らし保育を行うことも出来ます。

⑬土曜保育について

土曜日は希望保育です。利用時間によっては家庭よりお弁当をお持ちください。また利用される場合は事前に申し込みが必要になります。担任にお知らせ下さい。

⑭送迎バスについて

送迎バスを利用できます。希望者は申し込んで下さい。

※同一の地域はなるべく1か所に集合してもらいます。

※申し込みが無い場合は利用できません。

※天候や整備などによって利用できない場合があります。

⑮薬について

原則として当園での薬の服用は責任が持てません。病院に朝夕2回の薬をお願いして下さい。お昼に薬を服用させたい保護者は、お昼に飲ませたい量だけを持たせ、「投薬依頼

票」に必要事項を記入して下さい。「投薬依頼票」に印鑑のない場合は飲ませる事は出来ません。また薬の方に名前を記入して下さい。

※市販薬は飲ませる事は出来ません。

※点眼、点耳薬、～時間おきに数回といった薬はお断りします。

⑩登園停止と病欠後の登園について

当園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行を防ぐことで、1人1人の子どもが1日快適に生活できるよう、ご協力お願いいたします。基本的に病気中は預かる事はできません。坂井市の病児保育施設をご利用ください。病気（法定伝染病も含む）欠席後の登園は必ず主治医の先生と相談し、「登園許可書」を書いていただき、登園をお願いします。また登園しても途中で体調が悪くなりましたら、ご連絡を差し上げお迎えをお願いすることがあります。

(1)登園に際し医師が記入した意見書(登園許可書)が必要な感染症

(厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン 2018 年改訂版」より)

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜炎（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること（抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの

急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（一）としている。

（2）登園に際し、医師の診断を受け、保護者が記入した登園届が必要な感染症

（厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン 2018 年改訂版」より）

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを輩出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（一）としている。

⑦熱性痙攣（無熱性痙攣）、食物アレルギーについて

熱性痙攣（無熱性痙攣）、ひきつけを 1 度でも起こしたことがある場合は入園前に必ず申し出て下さい。必要事項を明記して頂きます。

また、食物アレルギーをもつ方（過去に 1 度でも反応のあった場合も含む）も入園前に必ず申し出て下さい。こちらにも必要事項を明記して頂きます。

熱性痙攣（無熱性痙攣）も食物アレルギーも、子どものいのちに関わる大切な事です。よろしくお願い致します。

⑩坂井市の病児保育について

坂井市では、病児保育を行う施設があります。保護者が仕事の都合上、病気治療中の子どもを世話できない場合に一時的に預かる事業施設です。感染症等で登園許可が出ない場合はこちらを利用して下さい。

(1)病児保育実施施設

施設名	電話番号	住所	1日の定員
春日レディースクリニック「こりすの家」	0776-58-2323	春江町江留上新町8丁目	病児2名 病後児2名
つちだ小児科 「すくすくハウス」	0776-97-6415	丸岡町吉政第35号19番地	病児6名 病後児6名
三国病院 病児病後児保育施設	080-6351-6755	三国町中央1-2-26	病児3名 病後児3名

対象児童	坂井市にお住いの0才児から小学校3年生
保育時間	月曜～金曜 8時半～5時半
利用料金	1回2,000円（おかし、昼食代を含む） ※食物アレルギーの方は弁当を持参して下さい。 ※第3子以降で、利用月の初日において3才未満の子は無料です。
利用方法	①利用する前に登録する（利用申し込みと同時でも可） ※実施施設、子育て支援課に登録申請書があります ②かかりつけ医師にて受診の上で「医師連絡票」を記入してもらう。 ※その他の添付書類は利用の際に実施施設に持参する ③実施施設に電話予約をする

※ご不明な点などあれば実施施設、子育て支援課にお問い合わせ下さい。

⑪園での怪我、事故について

教育保育中は職員も怪我・事故が起こらないよう十分に目配りを行い、環境整備に心がけるよう努めてまいりますが、万が一園内で起きた大きな怪我や事故に対しては、当園が加入する保険会社より、治療費を支払わせて頂くようにしています。病院での治療が終わりましたら、園より手続きの準備をお知らせいたします。病院では「保育園で怪我をした」事を伝え、診療代金はひとまずご家庭で支払って頂き、領収書をもらい、園に提出して下さい。

②⑩さまざまな関連機関について

お子さんを家庭で養育していく上で、不安や悩み事もあると思われます。お気軽にご相談ください。

(1)子育てなどの福祉相談

関連機関名	電話番号	内容
坂井市子育て支援課	50-3042	子育て、保育園等の福祉サービスについて
坂井市健康長寿化	50-3067	妊娠・出産・健康のこと
坂井市 ひまわり相談	50-3067 事前予約制	子どもの発達相談。専門スタッフによる個別相談
坂井市 子どもと家庭の相談窓口 (福祉総合相談室)	50-3043 相談員直通	子どもに関すること、児童相談、ひとり親家庭相談
福井県特別支援教育センター	53-6574	子育て、発達、教育相談、学校に関すること
福井県総合福祉相談所	児童相談 24-5138 (平日用) 24-3654 (休日、夜間用)	18 才未満の子どもに関すること (養護、虐待、非行、しつけ、不登校など)
	子どもの虐待防止相談 24-3654 (24 時間 365 日受付)	虐待かどうか迷う場合でもご連絡ください

(2)子どもの発達に関する相談機関

機関名	電話番号	内容
子ども発達支援センター 「こぶし園」	68-0524	お子さんの発達や子育ての悩みについて専門スタッフが相談に応じます
あわら病院	79-1211 (代表) 予約制	発達外来での、医師による相談、診療を行っています
福井愛育病院	54-5757 予約制	火、金曜に「子どもの心診療部」で相談、診療を行っています
福井県こども療育センター	53-6570 予約制	運動面、精神発達面についての診療、相談、療育を行っています
福井大学医学部附属病院	61-3111 (代表) 予約制	「子どものこころ診療部」で発達面の相談、検査、診断を行っています
平谷こども発達クリニック	54-9600 予約制	発達外来にて発達面についての相談、診療、療育を行っています

大関保育園の教育保育理念

社会福祉法人大関保育園の運営する大関保育園は、建園の理念である「子どもはみんなほとけの子」と子ども 1 人 1 人を大切に思い、また浄土真宗本願寺派保育連盟の主唱する「まことの保育」の理念のもと、困難な時代を生き抜く力と優しい心の基礎を培うことを教育保育理念とします。

大関保育園の幼児教育保育目標

「生き抜く力と優しい心の基礎を培う」という教育保育理念を実現するために、大関保育園は以下の 4 つを幼児教育保育目標に掲げます。

①仏さまをおがみ主体的に生きる元気な子どもを育みます

「わたくしたちは、みほとけさまをおがみます」

大いなるものへの畏敬の念を持つ心を養うことを通して、様々なものとの関りの中で相手を尊重する思いやりの心をもった人間になる基礎を育みます。

②あいがとうといえる、心の豊かな子どもを育みます

「わたくしたちは、いつもありがとうございます」

仏さまをはじめ、この自分を成り立たせているすべての存在への感謝の念「おかげさま」の心を養うことを通して「ありがとう」と素直に言える心の豊かな人間になる基礎を育みます

③お話をよく聞き、創造し表現する子どもを育みます

「わたくしたちは、おはなしをよくききます」

相手の話をよく聞き理解する能力の基礎を養い、理解力・思考力・想像力をもった人間になる基礎を育みます。

④なかよくし、仲間を思い、共に育ち合う子どもを育みます

「わたくしたちは、みんななかよくいたします」

互いの意見や立場を尊重し合い、認め合いながら、他者の為に力を尽くす人間になる基礎を育みます